

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大分県大分市大字迫 7 7 6 番地の 1

氏 名 株式会社マテリアルデポット 代表取締役 岸 博文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条の 4 第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

不許複製

長崎県知事 大石 賢吾



許 可 の 年 月 日

令和 5 年 1 1 月 1 5 日

許可の有効年月日

令和 1 0 年 1 1 月 1 4 日

1. 事業の範囲

廃油

（揮発油類、灯油類及び軽油類、又は特定有害産業廃棄物のうちトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンのいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸

（pH 2. 0 以下のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ

（pH 1 2. 5 以上のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。）

（裏面へつづく）

汚泥

(特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

以上4種類(積替え・保管行為を含まない。)

不許複製

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成30年11月15日 新規許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無